

農村振興総合整備事業（拡充）

【 6 , 1 4 8 (5 , 3 3 5) 百万円】

対策のポイント

都道府県単位の広域的な視点での地域特性等を踏まえた農村整備を推進するため、それぞれの農村振興のテーマに沿って、地域住民の参加のもと、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に実施します。

（農村振興基本計画とは）

地域特性や地域資源を活かし、地域住民等の多様な主体の参画のもと、総合的な農村振興の目標を定め、これを実現するための施策を幅広く盛り込んだ農村振興のマスタープランです。

政策目標

事業を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値（生活環境が良くなったと感じる住民の割合）100%

< 内容 >

- （１）地方公共団体が策定する農村振興基本計画に基づき、同計画において設定された農村振興の目標に応じて、農村基盤整備、田園居住空間整備、高齢者福祉基盤整備等のテーマの中から単一もしくは複数を選択し、農業生産基盤と農業集落道や農業集落排水施設等の農村生活環境の総合的な整備を実施します。
- （２）本事業は、農村振興基本計画に基づき、活気ある地域づくりを推進するため、地域住民参加を促進するとともに、農村振興基本計画が円滑に実現されるよう、情報通信、教育・文化、高齢者福祉、生態系保全等分野において、関係府省所管施策との連携を図りつつ実施するものです。
- （３）平成20年度予算からは、農業生産基盤と農村生活環境を総合的に整備する事業のうち、都道府県営事業（集落基盤整備事業）について本事業に再編統合します。
また、都市近郊地域等の集落における土地利用の整序化を図る場合に実施する工種として「集落土地基盤整備」を追加します。

< 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 都道府県
2. 補助率 50%（沖縄 2 / 3、奄美 52%）
3. 事業実施期間 平成13年度～

[担当課：農村振興局整備部地域整備課（03 - 3502 - 6338（直））]